

○環境省告示第五十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件（昭和五十六年七月環境庁告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

環境大臣 浅尾慶一郎

第一条 第三号中「別表」を「別表一及び別表二」に改める。

一

第二条 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

防事補助金 〔略〕				
平成二十八年度から令和五年度予算に係るもの				
〔略〕	〔略〕		〔略〕	
構築物	〔略〕		〔略〕	
	土造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び 自動車道 上水道及び用水池 下水道 へい 爆発物用防壁及び防油堤 その他のもの		四〇 三〇 一五 二〇 一七 四〇	
	金属造のもの（前掲のものを除く。） 〔略〕		〔略〕	
〔略〕	〔略〕		〔略〕	
機械及び装置	〔略〕 映像、音声又は文字情報制作用設備		〔略〕 八	
	鉄道業用設備 〔略〕		〔略〕	
〔略〕	〔略〕		〔略〕	
〔平成二十五年度から平成二十七年度予算に係るもの 略〕				
平成二十年度から平成二十四年度予算に係るもの				
〔略〕	〔略〕		〔略〕	
構築物	鉄道業用又は軌道業用のもの 〔略〕 前掲以外のもの 線路設備 〔略〕 トンネル 鉄筋コンクリート造のもの れんが造のもの その他のもの その他のもの 〔略〕		〔略〕 〔略〕 六〇 三五 三〇 二一 〔略〕 〔略〕	
〔略〕	〔略〕		〔略〕	

防事補助金 〔略〕				
平成二十八年度から令和五年度予算に係るもの				
〔略〕	〔略〕		〔略〕	
構築物	〔略〕		〔略〕	
	土造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び 自動車道 上水道及び用水池 下水道 へい 爆発物用防壁及び防油堤 その他のもの		四〇 三〇 一五 二〇 一七 四〇	
	金属造のもの（前掲のものを除く。） 〔略〕		〔略〕	
〔略〕	〔略〕		〔略〕	
機械及び装置	〔略〕 映像、音声又は文字情報制作用設備		〔略〕 八	
	鉄道業用設備 〔略〕		〔略〕	
〔略〕	〔略〕		〔略〕	
〔平成二十五年度から平成二十七年度予算に係るもの 略〕				
平成二十年度から平成二十四年度予算に係るもの				
〔略〕	〔略〕		〔略〕	
構築物	鉄道業用又は軌道業用のもの 〔略〕 前掲以外のもの 線路設備 〔略〕 トンネル 鉄筋コンクリート造のもの れんが造のもの その他のもの その他のもの 〔略〕		〔略〕 〔略〕 六〇 三五 三〇 二一 〔略〕 〔略〕	
〔略〕	〔略〕		〔略〕	

	[略]	[略]	[略]	
[平成十九年度予算に係るもの 略]				
平成十六年度から平成十八年度予算に係るもの				
	[略]	[略]	[略]	
農林業 用減価 償却資 産	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブ ック造の構築物 果樹又はホップだな、斜降索道設備及び牧さく（電 気牧さくを含む。） その他のもの		一七 二〇	
	主として金属造の構築物 [略]	[略]		
	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]		
平成十三年度から平成十五年度予算に係るもの				
	[略]	[略]	[略]	
農林業 用減価 償却資 産	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブ ック造の構築物 果樹又はホップだな、斜降索道設備及び牧さく（電 気牧さくを含む。） その他のもの		一七 二〇	
	主として金属造の構築物 [略]	[略]		
	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]		
[平成十二年度予算に係るもの 略]				
平成十一年度予算に係るもの				
建物	[略]	[略]		
	木骨モルタル造のもの [略] 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの [略] その他のもの	[略]		
		[略]	一四	
	簡易建物 [略]	[略]		
[略]	[略]	[略]		
構築物	[略]	[略]		
	緑化施設及び庭園			

	[略]	[略]	[略]	
[平成十九年度予算に係るもの 略]				
平成十六年度から平成十八年度予算に係るもの				
	[略]	[略]	[略]	
農林業 用減価 償却資 産	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブ ック造の構築物 果樹又はホップだな、斜降索道設備及び牧さく（電 気牧さくを含む。） その他のもの		一七 二〇	
	主として金属造の構築物 [略]	[略]		
	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]		
平成十三年度から平成十五年度予算に係るもの				
	[略]	[略]	[略]	
農林業 用減価 償却資 産	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブ ック造の構築物 果樹又はホップだな、斜降索道設備及び牧さく（電 気牧さくを含む。） その他のもの		一七 二〇	
	主として金属造の構築物 [略]	[略]		
	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]		
[平成十二年度予算に係るもの 略]				
平成十一年度予算に係るもの				
建物	[略]	[略]		
	木骨モルタル造のもの [略] 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの [略] その他のもの	[略]		
		[略]	一四	
	簡易建物 [略]	[略]		
[略]	[略]	[略]		
構築物	[略]	[略]		
	緑化施設及び庭園			

	工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	七 二〇	
	舗装道路及び舗装路面 [略]	[略]	
	[略]	[略]	
	[略]	[略]	

[平成十年度予算に係るもの 略]
[平成七年度から平成九年度予算に係るもの 略]
[平成六年度予算に係るもの 略]

	平成五年度予算に係るもの [略]		
	平成三年度から平成四年度予算に係るもの [略]		

[平成二年度予算に係るもの 略]
[平成元年度予算に係るもの 略]
[昭和六十三年予算に係るもの 略]
[昭和六十二年予算に係るもの 略]
[昭和六十年から昭和六十一年度予算に係るもの 略]
[昭和五十八年度から昭和五十九年度予算に係るもの 略]

	昭和五十七年度予算に係るもの		
	[略]	[略]	[略]
構築物	鉄道業用又は軌道業用のもの [略] 前掲以外のもの 線路設備 [略] トンネル 鉄筋コンクリート造のもの れんが造のもの [略] [略] [略]	[略] [略] 六〇 三五 [略] [略] [略]	
	[略]	[略]	
	[略]	[略]	
器具及び備品	[略] 容器及び金庫 ポンベ	[略]	

	工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	七 二〇	
	舗装道路及び舗装路面 [略]	[略]	
	[略]	[略]	
	[略]	[略]	

[平成十年度予算に係るもの 略]
[平成七年度から平成九年度予算に係るもの 略]
[平成六年度予算に係るもの 略]

	平成五年度予算に係るもの [略]		
	平成三年度から平成四年度予算に係るもの [略]		

[平成二年度予算に係るもの 略]
[平成元年度予算に係るもの 略]
[昭和六十三年予算に係るもの 略]
[昭和六十二年予算に係るもの 略]
[昭和六十年から昭和六十一年度予算に係るもの 略]
[昭和五十八年度から昭和五十九年度予算に係るもの 略]

	昭和五十七年度予算に係るもの		
	[略]	[略]	[略]
構築物	鉄道業用又は軌道業用のもの [略] 前掲以外のもの 線路設備 [略] トンネル 鉄筋コンクリート造のもの れんが造のもの [略] [略] [略]	[略] [略] 六〇 三五 [略] [略] [略]	
	[略]	[略]	
	[略]	[略]	
器具及び備品	[略] 容器及び金庫 ポンベ	[略]	

	溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの [略]	六 八 一〇 [略]				溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの [略]	六 八 一〇 [略]		
	[略]	[略]				[略]	[略]		
	[略]	[略]				[略]	[略]		
備考 表中の [] の記載は注記である。									

第三条 別表一の次に次の一表を加える。

別表二

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間(年)
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
令和七年度予算に係るもの			
国立公園等資源整備事業費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇
		住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は	四七

	<p>舞踏場用のもの 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの</p> <p>旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの</p> <p>店舗用のもの 病院用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p>	<p>三四 四一</p> <p>三一 三九 三九 三九</p> <p>三八 三一</p> <p>二四</p> <p>三一</p>
--	--	--

	<p>その他のもの</p> <p>倉庫事業の倉庫用のもの</p> <p>冷蔵倉庫用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>二一</p> <p>三一</p> <p>三八</p>
	<p>れんが造、石造又はブロック造のもの</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直</p>	<p>四一</p> <p>三八</p> <p>三八</p> <p>三六</p> <p>三四</p> <p>三〇</p> <p>二二</p>

	<p>接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの</p>	<p>二八 二〇 三〇 三四</p>
	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの</p>	<p>三八 三四 三一 三一 二九 二七</p>

	<p>の</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を 常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直 接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>倉庫事業の倉庫用のもの</p> <p>冷蔵倉庫用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>二〇</p> <p>二五</p> <p>一九</p> <p>二六</p> <p>三一</p>
	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四 ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体 育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は 舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用 、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内ス ケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有</p>	<p>三〇</p> <p>二七</p> <p>二五</p> <p>二五</p> <p>二四</p> <p>一九</p>

	<p>する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一五</p> <p>一九</p> <p>二四</p>
	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を</p>	<p>二二</p> <p>一九</p> <p>一九</p> <p>一九</p> <p>一七</p> <p>一五</p> <p>一二</p>

	<p>常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一四</p> <p>一七</p>
	<p>木造又は合成樹脂造のもの</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>二四</p> <p>二二</p> <p>二〇</p> <p>一七</p> <p>一七</p> <p>一二</p> <p>九</p> <p>一一</p> <p>一五</p>

	<p>木骨モルタル造のもの</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの</p>	<p>二二</p> <p>二〇</p> <p>一九</p> <p>一五</p> <p>一五</p> <p>一一</p> <p>七</p> <p>一〇</p> <p>一四</p>
	<p>簡易建物</p> <p>木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの</p>	<p>一〇</p>

		掘立造のもの及び仮設のもの	七
建物附属 設備		電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	六 一五
		給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの	一三 一五
		昇降機設備 エレベーター エスカレーター	一七 一五
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
		エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	一二
		アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
		店用簡易装備	三
		可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	三 一五

		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一八 一〇
	構築物	発電用又は送配電用のもの 小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添架電話線 地中電線路	三〇 五七 四一 二五 三六 五〇 四二 一五 三〇 二〇 三〇 二五

	電気通信事業用のもの 通信ケーブル 光ファイバー製のもの その他のもの 地中電線路 その他の線路設備	一〇 一三 二七 二一
	放送用又は無線通信用のもの 鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの 鉄筋コンクリート柱 木塔及び木柱 アンテナ 接地線及び放送用配線	三〇 四〇 四二 一〇 一〇 一〇
	広告用のもの 金属造のもの その他のもの	二〇 一〇
	緑化施設及び庭園 工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	七 二〇
	舗装道路及び舗装路面 コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	

	の アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチューマルス敷のもの	一五 一〇 三
	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの (前掲のものを除く。) 水道用ダム トンネル 橋 岸壁、さん橋、防壁 (爆発物用のものを除く。)、堤防 、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダ ム 乾ドツク サイロ 下水道、煙突及び焼却炉 高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい 爆発物用防壁及び防油堤 造船台 放射性同位元素の放射線を直接受けるもの その他のもの	八〇 七五 六〇 五〇 四五 三五 三五 三〇 二五 二四 一五 六〇
	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの (前 掲のものを除く。) やぐら及び用水池 サイロ	四〇 三四

	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防 、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい 爆発物用防壁 引湯管 鉱業用廃石捨場 その他のもの	三〇 一五 一三 一〇 五 四〇
	れんが造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びト ンネル 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を 有する気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの	五〇 七 二五 四〇
	石造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防 、防波堤、上水道及び用水池 乾ドック 下水道、へい及び爆発物用防壁 その他のもの	五〇 四五 三五 五〇
	土造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自	

	動車道 上水道及び用水池 下水道 へい 爆発物用防壁及び防油堤 その他のもの	四〇 三〇 一五 二〇 一七 四〇
	金属造のもの（前掲のものを除く。） 橋（はね上げ橋を除く。） はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 サイロ 送配管 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 薬品貯そう 塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を 有する無機酸用のもの 有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無 機酸用のもの アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの 水そう及び油そう	四五 二五 二二 三〇 一五 一〇 二〇 八 一〇 一五

		鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの 浮きドック 飼育場 つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール 露天式立体駐車設備 その他のもの	二五 一五 二〇 一五 一〇 一五 四五
		合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇
		木造のもの（前掲のものを除く。） 橋、塔、やぐら及びドック 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい 飼育場 その他のもの	一五 一〇 七 一五
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として木造のもの その他のもの	一五 五〇
	工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	五
		治具及び取付工具	三
		ロール	

		金属圧延用のもの なつ染ロール、粉砕ロール、混練ロールその他のもの	四 三
		型（型枠を含む。）、鍛圧工具及び打抜工具 プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又は ガラス成型用金型及び鑄造用型 その他のもの	二 三
		切削工具	二
		金属製柱及びカッペ	三
		活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。 ） 自製活字及び活字に常用される金属	二 八
		前掲のもの以外のもの 白金ノズル その他のもの	一 三 三
		前掲の区分によらないもの 白金ノズル その他の主として金属製のもの その他のもの	一 三 八 四
	器具及び 備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げ るものを除く。） 事務机、事務いす及びキャビネット	

		主として金属製のもの	一五八
		その他のもの	八
		応接セット	
		接客業用のもの	五八八
		その他のもの	八
		ベッド	八
		児童用机及びいす	五
		陳列だな及び陳列ケース	
		冷凍機付又は冷蔵機付のもの	六八
		その他のもの	八
		その他の家具	
		接客業用のもの	五
		その他のもの	
		主として金属製のもの	一五八
		その他のもの	八
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五六
		冷房用又は暖房用機器	六
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	四
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類す	

	<p>る繊維製品 じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は 劇場用のもの その他のもの 室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの 食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>三 三六 三六 一五八 一五八 二五 二五 一五八 一五八</p>
	<p>事務機器及び通信機器 謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの 複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、</p>	<p>三五 三五 四五 四五</p>

	<p>タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ インターホン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの</p>	<p>五 五 五 六 六 一〇</p>
	<p>時計、試験機器及び測定機器 時計 度量衡器 試験又は測定機器</p>	<p>一〇 五 五</p>
	<p>光学機器及び写真製作機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器</p>	<p>五 八</p>
	<p>看板及び広告器具 看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>三 二 一〇 五</p>
	<p>容器及び金庫 ボンベ 溶接製のもの</p>	<p>六</p>

	鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナその他の容器 大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの	八 一〇 七 三 二 五 二〇
	娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具 スポーツ具 劇場用観客いす どんちよう及び幕 衣しよう、かつら、小道具及び大道具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	三 三 五 二 一〇 五
	生物 植物 その他のもの	一五

		動物 魚類 鳥類 その他のもの	二 四 八
		前掲のもの以外のもの 映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード シート及びロープ 自動販売機（手動のものを含む。） 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	二 二 五 五 五 一〇 五
		前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一 五 八
	機械及び装置	宿泊業用設備	一〇
		飲食店業用設備	八
		その他の生活関連サービス業用設備	六

		その他のサービス業用設備	一二
	無形減価償却資産	意匠権	七
		商標権	一〇
		ソフトウェア 複写して販売するための原本 その他のもの	三五
		開発研究用減価償却資産	
		器具及び備品 試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
		機械及び装置 その他のもの	四
		ソフトウェア	三
沖縄振興 公共投資 交付金 自然環境 整備交付 金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割	五〇 四七 三四 四一

		を超えるもの	三一
		その他のもの	三九
		店舗用のもの	三九
		病院用のもの	三九
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八
		公衆浴場用のもの	三一
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二四
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	三一
		その他のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵倉庫用のもの	二一
		その他のもの	三一
		その他のもの	三八

	れんが造、石造又はブロック造のもの	
	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三八
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三六
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三四
	公衆浴場用のもの	三〇
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	二二
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二八
	その他のもの	
	倉庫事業の倉庫用のもの	
	冷蔵倉庫用のもの	二〇
	その他のもの	三〇

		その他のもの	三四
		金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	
		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三八
		店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三四
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三一
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三一
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二九
		公衆浴場用のもの	二七
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二〇
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二五

	<p>その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの</p>	<p>一九 二六 三一</p>
	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直</p>	<p>三〇 二七 二五 二五 二四 一九 一五</p>

		接全面的に受けるもの その他のもの	一九 二四
		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	二二 一九 一九 一九 一七 一五 一二 一四 一七

	<p>木造又は合成樹脂造のもの</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの</p>	<p>二四</p> <p>二二</p> <p>二〇</p> <p>一七</p> <p>一七</p> <p>一二</p> <p>九</p> <p>一一</p> <p>一五</p>
	<p>木骨モルタル造のもの</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p>	<p>二二</p> <p>二〇</p>

		<p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一九</p> <p>一五</p> <p>一五</p> <p>一一</p> <p>七</p> <p>一〇</p> <p>一四</p>
		<p>簡易建物</p> <p>木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの</p> <p>掘立造のもの及び仮設のもの</p>	<p>一〇</p> <p>七</p>
	建物附属設備	<p>電気設備（照明設備を含む。）</p> <p>蓄電池電源設備</p> <p>その他のもの</p>	<p>六</p> <p>一五</p>

		給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの	一三 一五
		昇降機設備 エレベーター エスカレーター	一七 一五
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
		エヤーカーテン又はドア自動開閉設備	一二
		アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
		店用簡易装備	三
		可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	三 一五
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一八 一〇
	構築物	発電用又は送配電用のもの 小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和	

	<p>二十七年法律第三百五十八号) に基づき建設したものに 限る。)</p> <p>その他の水力発電用のもの (貯水池、調整池及び水路 に限る。)</p> <p>汽力発電用のもの (岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙 突、その他汽力発電用のものをいう。)</p> <p>送電用のもの</p> <p> 地中電線路</p> <p> 塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線</p> <p>配電用のもの</p> <p> 鉄塔及び鉄柱</p> <p> 鉄筋コンクリート柱</p> <p> 木柱</p> <p> 配電線</p> <p> 引込線</p> <p> 添架電話線</p> <p> 地中電線路</p>	<p>三〇</p> <p>五七</p> <p>四一</p> <p>二五</p> <p>三六</p> <p>五〇</p> <p>四二</p> <p>一五</p> <p>三〇</p> <p>二〇</p> <p>三〇</p> <p>二五</p>
	<p>放送用又は無線通信用のもの</p> <p> 鉄塔及び鉄柱</p> <p> 円筒空中線式のもの</p> <p> その他のもの</p> <p> 鉄筋コンクリート柱</p> <p> 木塔及び木柱</p>	<p>三〇</p> <p>四〇</p> <p>四二</p> <p>一〇</p>

	アンテナ	一〇
	接地線及び放送用配線	一〇
	広告用のもの	
	金属造のもの	二〇
	その他のもの	一〇
	緑化施設及び庭園	
	工場緑化施設	七
	その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	二〇
	舗装道路及び舗装路面	
	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	一五
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	一〇
	ビチューマルス敷のもの	三
	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	
	水道用ダム	八〇
	トンネル	七五
	橋	六〇
	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	五〇
	乾ドック	四五

	サイロ 下水道、煙突及び焼却炉 高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい 爆発物用防壁及び防油堤 造船台 放射性同位元素の放射線を直接受けるもの その他のもの	三五 三五 三〇 二五 二四 一五 六〇
	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） やぐら及び用水池 サイロ 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい 爆発物用防壁 引湯管 鉱業用廃石捨場 その他のもの	四〇 三四 三〇 一五 一三 一〇 五 四〇
	れんが造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を	五〇

	有する気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの	七 二五 四〇
	石造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防 、防波堤、上水道及び用水池 乾ドック 下水道、へい及び爆発物用防壁 その他のもの	五〇 四五 三五 五〇
	土造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自 動車道 上水道及び用水池 下水道 へい 爆発物用防壁及び防油堤 その他のもの	四〇 三〇 一五 二〇 一七 四〇
	金属造のもの（前掲のものを除く。） 橋（はね上げ橋を除く。） はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 サイロ 送配管 鋳鉄製のもの	四五 二五 二二 三〇

	鋼鉄製のもの	一五
	ガス貯そう	
	液化ガス用のもの	一〇
	その他のもの	二〇
	薬品貯そう	
	塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	八
	有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	一〇
	アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	一五
	水そう及び油そう	
	鋳鉄製のもの	二五
	鋼鉄製のもの	一五
	浮きドック	二〇
	飼育場	一五
	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	一〇
	露天式立体駐車設備	一五
	その他のもの	四五
	合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇
	木造のもの（前掲のものを除く。）	
	橋、塔、やぐら及びドック	一五
	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そ	

		う、引湯管及びへい 飼育場 その他のもの	一〇 七 一五
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として木造のもの その他のもの	一五 五〇
	器具及び 備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの その他のもの ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの	一五 八 五 八 五 六 八 五 一五

	その他のもの	八
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五
	冷房用又は暖房用機器	六
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	四
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三
	じゅうたんその他の床用敷物	
	小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	三
	その他のもの	六
	室内装飾品	
	主として金属製のもの	一五
	その他のもの	八
	食事又はちゅう房用品	
	陶磁器製又はガラス製のもの	二
	その他のもの	五
	その他のもの	
	主として金属製のもの	一五
	その他のもの	八

	事務機器及び通信機器 膳写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの 複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、 タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ インターホン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	三五 四五 五五 五五 五六 六 一〇
	時計、試験機器及び測定機器 時計 度量衡器 試験又は測定機器	一〇 五 五
	光学機器及び写真製作機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	五 八

	看板及び広告器具 看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	三 二 一〇 五
	容器及び金庫 ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナその他の容器 大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの	六 八 一〇 七 三 二 五 二〇
	娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具 スポーツ具	三

	劇場用観客いす どんちよう及び幕 衣しよう、かつら、小道具及び大道具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	三五 二 一〇 五
	生物 植物 その他のもの 動物 魚類 鳥類 その他のもの	一五 二 四 八
	前掲のもの以外のもの 映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレ コード シート及びロープ 自動販売機（手動のものを含む。） 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	二 二 五 五 五 一〇 五

		前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
	無形減価償却資産	意匠権	七
		商標権	一〇
		ソフトウェア 複製して販売するための原本 その他のもの	三五 五
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの	五〇 四七 三四 四一 三一 三九

	<p>店舗用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの その他のもの その他のもの</p>	<p>三九 三九 三八 三一 三一 三八</p>
	<p>れんが造、石造又はブロック造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの</p>	<p>四一 三八 三八 三六 三四 三〇</p>

		<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの</p>	<p>三八</p> <p>三四</p> <p>三一</p> <p>三一</p> <p>二九</p> <p>二七</p>
		<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p>	<p>三〇</p> <p>二七</p> <p>二五</p> <p>二五</p> <p>二四</p>

	公衆浴場用のもの	一九
	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	
	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
	店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七
	公衆浴場用のもの	一五
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	その他のもの	一七
	木造又は合成樹脂造のもの	
	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二四
	店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二二
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二〇
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内ス	

		ケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	一七 一七 一二
		木骨モルタル造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	二二 二〇 一九 一五 一五 一一
		簡易建物 木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	一〇
	建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	六 一五
		給排水又は衛生設備及びガス設備	一五

	冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの	一三 一五
	昇降機設備 エレベーター エスカレーター	一七 一五
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
	エヤーカーテン又はドア自動開閉設備	一二
	アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
	店用簡易装備	三
	可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	三 一五
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一八 一〇
構築物	発電用又は送配電用のもの 小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したもの	

		に限る。)	三〇
		その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。)	五七
		汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。)	四一
		送電用のもの	
		地中電線路	二五
		塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	三六
		配電用のもの	
		鉄塔及び鉄柱	五〇
		鉄筋コンクリート柱	四二
		木柱	一五
		配電線	三〇
		引込線	二〇
		添架電話線	三〇
		地中電線路	二五
		電気通信事業用のもの	
		通信ケーブル	
		光ファイバー製のもの	一〇
		その他のもの	一三
		地中電線路	二七
		その他の線路設備	二一

	<p>農林業用のもの 主として金属造のもの その他のもの</p>	一四八
	<p>コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう</p>	三〇
	<p>れんが造のもの（前掲のものを除く。） 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 その他のもの</p>	二五
	<p>金属造のもの（前掲のものを除く。） 送配管 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 薬品貯そう 塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの 水そう及び油そう 鋳鉄製のもの</p>	<p>三〇 一五 一〇 二〇 八 一五 二五</p>

		鋼鉄製のもの つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール その他のもの	一五 一〇 四五
		合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇
	車両及び 運搬具	鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。） 電気又は蒸気機関車 電車 貨車 高圧ボンベ車及び高圧タンク車 薬品タンク車及び冷凍車 その他のタンク車及び特殊構造車 その他のもの 線路建設保守用工作車 鋼索鉄道用車両 架空索道用搬器 閉鎖式のもの その他のもの 無軌条電車 その他のもの	一八 一三 一〇 一二 一五 二〇 一〇 一五 一〇 五 八 二〇
		特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を	

		<p>含まない。)</p> <p>消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モーターシーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの</p> <p>小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>五四</p> <p>三四</p>
		<p>運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）</p> <p>自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）</p> <p>小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）</p> <p>その他のもの</p> <p>大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）</p> <p>その他のもの</p> <p>乗合自動車</p>	<p>三</p> <p>五四五</p>

		事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの	一五八
		応接セット 接客業用のもの その他のもの	五八八
		ベッド	八五
		児童用机及びいす	
		陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	六八
		その他の家具 接客業用のもの その他のもの	五
		主として金属製のもの その他のもの	一五八
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五六
		冷房用又は暖房用機器	
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	四

	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの その他のもの 室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの 食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	三 三六 三六 一五八 一五八 二五 二五 一五八 一五八
	事務機器及び通信機器 謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの	三五 三五 四五 四五

	複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、 タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ インターホン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	五 五 五 六 六 一〇
	時計、試験機器及び測定機器 時計 度量衡器 試験又は測定機器	一〇 五 五
	光学機器及び写真製作機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	五 八
	看板及び広告器具 看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	三 二 一〇 五
	容器及び金庫 ボンベ	

	溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナその他の容器 大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの	六 八 一〇 七 三 二 五 二〇
	理容又は美容機器	五
	医療機器 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器	四 五 七 六 六 七

	動物 魚類 鳥類 その他のもの	二 四 八
	前掲のもの以外のもの 映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード シート及びロープ きのこ栽培用ほだ木 漁具 葬儀用具 楽器 自動販売機（手動のものを含む。） 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	二 二 三 三 三 五 五 五 五 一〇 五
	前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一 五 八

機械及び装置	食料品製造業用設備	一〇
	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	一〇
	繊維工業用設備	
	炭素繊維製造設備	
	黒鉛化炉	三
	その他の設備	七
	その他の設備	七
	木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	八
	家具又は装備品製造業用設備	一一
	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	一二
	印刷業又は印刷関連業用設備	
デジタル印刷システム設備	四	
製本業用設備	七	
新聞業用設備		
モノタイプ、写真又は通信設備	三	
その他の設備	一〇	
その他の設備	一〇	
化学工業用設備		
臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	五	
塩化りん製造設備	四	
活性炭製造設備	五	

	ゼラチン又はにかわ製造設備	五
	半導体用フォトレジスト製造設備	五
	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	五
	その他の設備	八
	石油製品又は石炭製品製造業用設備	七
	プラスチック製品製造業用設備（他の項に掲げるものを除く。）	八
	ゴム製品製造業用設備	九
	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	九
	窯業又は土石製品製造業用設備	九
	鉄鋼業用設備	
	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	五
	純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備	九
	その他の設備	一四
	非鉄金属製造業用設備	
	核燃料物質加工設備	一一
	その他の設備	七
	金属製品製造業用設備	
	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレ	

	<p>一ト製造業用設備 その他の設備</p>	<p>六 一〇</p>
	<p>はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号。以下「省令」という。）別表第二の第二〇号及び第二二号に掲げるものを除く。）</p>	<p>一二</p>
	<p>生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一九号及び第二一号に掲げるものを除く。） 金属加工機械製造設備 その他の設備</p>	<p>九 一二</p>
	<p>業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。）</p>	<p>七</p>
	<p>電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備 プリント配線基板製造設備</p>	<p>六 六</p>

	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備	五 八
	電気機械器具製造業用設備	七
	情報通信機械器具製造業用設備	八
	輸送用機械器具製造業用設備	九
	その他の製造業用設備	九
	農業用設備	七
	林業用設備	五
	漁業用設備（次項に掲げるものを除く。）	五
	水産養殖業用設備	五
	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備 石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備	三 六 一 二 六
	総合工事業用設備	六
	電気業用設備 電気業用水力発電設備 その他の水力発電設備 汽力発電設備	二 二 二〇 一五

	内燃力又はガスタービン発電設備 送電又は電気業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備 鉄道又は軌道業用変電設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一五 一五 一八 二二 一五 一七 八
	ガス業用設備 製造用設備 供給用設備 鋳鉄製導管 鋳鉄製導管以外の導管 需要者用計量器 その他の設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	 一〇 二二 一三 一三 一五 一七 八
	熱供給業用設備	一七
	水道業用設備	一八
	通信業用設備	九

	放送業用設備	六
	映像、音声又は文字情報制作業用設備	八
	鉄道業用設備 自動改札装置 その他の設備	五 一二
	道路貨物運送業用設備	一二
	倉庫業用設備	一二
	運輸に附帯するサービス業用設備	一〇
	飲食料品卸売業用設備	一〇
	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備 石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。） その他の設備	一三 八
	飲食料品小売業用設備	九
	その他の小売業用設備 ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	八 一七 八
	技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。） 計量証明業用設備 その他の設備	八 一四
	宿泊業用設備	一〇

	飲食店業用設備	八
	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	一三
	その他の生活関連サービス業用設備	六
	娯楽業用設備	
	映画館又は劇場用設備	一一
	遊園地用設備	七
	ボウリング場用設備	一三
	その他の設備	
	主として金属製のもの	一七八
	その他のもの	八
	教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	
	その他の設備	
	主として金属製のもの	一七八
	その他のもの	八
	自動車整備業用設備	一五
	その他のサービス業用設備	一二
	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
	機械式駐車設備	一〇
	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	八
	その他の設備	

		主として金属製のもの その他のもの	一七 八
無形減価 償却資産	特許権		八
	実用新案権		五
	意匠権		七
	商標権		一〇
	ソフトウェア 複写して販売するための原本 その他のもの		三五
	育成者権 種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第二項に規 定する品種 その他		一〇 八
	営業権		五
	専用側線利用権		三〇
	鉄道軌道連絡通行施設利用権		三〇
	電気ガス供給施設利用権		一五
	水道施設利用権		一五
	工業用水道施設利用権		一五
	電気通信施設利用権		二〇
	公害防止	機械及び装置	

	用減価償却資産		
	開発研究用減価償却資産	建物及び建物附属設備 建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しやへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五
		器具及び備品 試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
		機械及び装置 汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの	七 四
		ソフトウェア	三
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの	五〇 四七 三四 四一

		<p>旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 店舗用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの その他のもの その他のもの</p>	<p>三一 三九 三九 三九 三八 三一 三八</p>
		<p>れんが造、石造又はブロック造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p>	<p>四一 三八 三八 三六 三四</p>

	公衆浴場用のもの	三〇
	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p>	<p>三八</p> <p>三四</p> <p>三一</p> <p>三一</p> <p>二九</p> <p>二七</p>
	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p>	<p>三〇</p> <p>二七</p> <p>二五</p> <p>二五</p>

	<p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの</p>	<p>二四 一九</p>
	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの</p>	<p>二二 一九 一九 一九 一七 一五</p>
	<p>木造又は合成樹脂造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p>	<p>二四 二二 二〇 一七</p>

		旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	一七 一二
		木骨モルタル造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	二二 二〇 一九 一五 一五 一一
		簡易建物 掘立造のもの及び仮設のもの	七
	建物附属 設備	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	六 一五
		給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	一三

		その他のもの	一五
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
		エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	一二
		アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一八 一〇
	構築物	発電用又は送配電用のもの 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 地中電線路	二五 三六 五〇 四二 一五 三〇 二〇 二五
		鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの (前掲のものを除く。)	

	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム 乾ドック 爆発物用防壁及び防油堤 造船台 その他のもの	五〇 四五 二五 二四 六〇
	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） その他のもの	四〇
	金属造のもの（前掲のものを除く。） 送配管 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 薬品貯そう アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの 水そう及び油そう 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの 浮きドック	三〇 一五 一〇 二〇 一五 二五 一五 二〇

		なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	三
		型（型枠を含む。）、鍛圧工具及び打抜工具 プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又は ガラス成型用金型及び鑄造用型 その他のもの	二 三
		切削工具	二
		前掲のもの以外のもの その他のもの	三
		前掲の区分によらないもの その他の主として金属製のもの その他のもの	八 四
	器具及び 備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げ るものを除く。） 冷房用又は暖房用機器	六
		事務機器及び通信機器 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除 く。） その他のもの	四 五
		前掲のもの以外のもの 焼却炉 その他のもの	五

		主として金属製のもの その他のもの	一〇 五
		前掲する資産のうち、当該資産について定められている 前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分に よらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
機械及び 装置		食料品製造業用設備	一〇
		飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	一〇
		繊維工業用設備 炭素繊維製造設備 その他の設備	七 七
		木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	八
		家具又は装備品製造業用設備	一一
		パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	一二
		印刷業又は印刷関連業用設備 デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 その他の設備	四 七 一〇
		その他の設備	一〇

	化学工業用設備 臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 塩化りん製造設備 活性炭製造設備 ゼラチン又はにかわ製造設備 半導体用フォトレジスト製造設備 フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備 その他の設備	五 四 五 五 五 五 八
	石油製品又は石炭製品製造業用設備	七
	プラスチック製品製造業用設備（他の項に掲げるものを除く。）	八
	ゴム製品製造業用設備	九
	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	九
	窯業又は土石製品製造業用設備	九
	鉄鋼業用設備 表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備 その他の設備	五 九 一四

	非鉄金属製造業用設備 核燃料物質加工設備 その他の設備	一一 七
	金属製品製造業用設備 金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	六一〇
	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（省令別表第二の第二〇号及び第二二号に掲げるものを除く。）	一二
	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一九号及び第二一号に掲げるものを除く。） 金属加工機械製造設備 その他の設備	九 一二
	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。）	七

	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備	六 六 五 八
	電気機械器具製造業用設備	七
	情報通信機械器具製造業用設備	八
	輸送用機械器具製造業用設備	九
	その他の製造業用設備	九
	農業用設備	七
	林業用設備	五
	漁業用設備（次項に掲げるものを除く。）	五
	水産養殖業用設備	五
	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備 石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備	三 六 一 二 六
	総合工事業用設備	六

	電気業用設備	
	内燃力又はガスタービン発電設備	一五
	その他の設備	
	主として金属製のもの	一七
	その他のもの	八
	熱供給業用設備	一七
	水道業用設備	一八
	通信業用設備	九
	放送業用設備	六
	映像、音声又は文字情報制作業用設備	八
	鉄道業用設備	
	その他の設備	一二
	道路貨物運送業用設備	一二
	倉庫業用設備	一二
	運輸に附帯するサービス業用設備	一〇
	飲食料品卸売業用設備	一〇
	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	
	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）	一三
	その他の設備	八
	飲食料品小売業用設備	九

	その他の小売業用設備 ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	八
	その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一七 八
	技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。） 計量証明業用設備 その他の設備	八 一四
	宿泊業用設備	一〇
	飲食店業用設備	八
	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	一三
	その他の生活関連サービス業用設備	六
	娯楽業用設備 映画館又は劇場用設備 遊園地用設備 ボウリング場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一一 七 一三 一七 八
	教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備 その他の設備 主として金属製のもの	一七

		その他のもの	八
		自動車整備業用設備	一五
		その他のサービス業用設備	一二
		前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一七八
	無形減価償却資産	ソフトウェア その他のもの	五
	公害防止用減価償却資産	構築物	一八
		機械及び装置	五
	開発研究用減価償却資産	建物及び建物附属設備 建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しやへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五
		機械及び装置 その他のもの	四
二酸化炭素排出抑制対策事	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用の	五〇

業費交付金	<p>もの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 店舗用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの その他のもの その他のもの</p>	<p>四七 三四 四一 三一 三九 三九 三一 三八</p>
	<p>れんが造、石造又はブロック造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p>	<p>四一 三八 三八 三六</p>

	公衆浴場用のもの	三〇
	金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	三八 三四 三一 二九 二七
	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	三〇 二七 二五 二四 一九
	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体	二二

		育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は 舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	一九 一九 一七 一五
		木造又は合成樹脂造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体 育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は 舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	二四 二二 二〇 一七 一二
		木骨モルタル造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体 育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は 舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	二二 二〇 一九 一五 一一
	建物附属 設備	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備	六

		その他のもの	一五
		給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの	一三 一五
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一八 一〇
	構築物	発電用又は送配電用のもの 配電用のもの 配電線 地中電線路	三〇 二五
		コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	三〇
		れんが造のもの（前掲のものを除く。） 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 その他のもの	二五
		金属造のもの（前掲のものを除く。）	

		送配管 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの 水そう及び油そう 鋼鉄製のもの	三〇 一五 一五
車両及び 運搬具		特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。） 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モーターサイパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの	 五 四 三 四
		運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。） 自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）	

		小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの その他のもの 乗合自動車	三 四 五
		前掲のもの以外のもの 自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。） その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの その他のもの その他のもの 自走能力を有するもの	四 四 五 六 七
	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 冷房用又は暖房用機器	六
		事務機器及び通信機器 電子計算機 その他のもの	五

機械及び装置	食料品製造業用設備	一〇
	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	一〇
	繊維工業用設備	
	炭素繊維製造設備	
	その他の設備	七
	その他の設備	七
	木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	八
	家具又は装備品製造業用設備	一一
	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	一二
	印刷業又は印刷関連業用設備	
	デジタル印刷システム設備	四
	製本業用設備	七
	新聞業用設備	
その他の設備	一〇	
その他の設備	一〇	
化学工業用設備		
臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	五	
塩化りん製造設備	四	
活性炭製造設備	五	
ゼラチン又はにかわ製造設備	五	
半導体用フォトレジスト製造設備	五	

	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備 その他の設備	五 八
	石油製品又は石炭製品製造業用設備	七
	プラスチック製品製造業用設備（他の項に掲げるものを除く。）	八
	ゴム製品製造業用設備	九
	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	九
	窯業又は土石製品製造業用設備	九
	鉄鋼業用設備 表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備 その他の設備	五 九 一四
	非鉄金属製造業用設備 核燃料物質加工設備 その他の設備	一一 七
	金属製品製造業用設備 金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	六 一〇

	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（省令別表第二の第二〇号及び第二二号に掲げるものを除く。）	一二
	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一九号及び第二一号に掲げるものを除く。） 金属加工機械製造設備 その他の設備	九 一二
	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。）	七
	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備	六 六 五 八
	電気機械器具製造業用設備	七

	情報通信機械器具製造業用設備	八
	輸送用機械器具製造業用設備	九
	その他の製造業用設備	九
	農業用設備	七
	林業用設備	五
	漁業用設備（次項に掲げるものを除く。）	五
	水産養殖業用設備	五
	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	
	石油又は天然ガス鉱業用設備	
	坑井設備	三
	掘さく設備	六
	その他の設備	一
	その他の設備	二
	その他の設備	六
	総合工事業用設備	六
	電気業用設備	
	内燃力又はガスタービン発電設備	一五
	その他の設備	
	主として金属製のもの	一七
	その他のもの	八
	ガス業用設備	
	製造用設備	一〇
	その他の設備	

	主として金属製のもの その他のもの	一七八
	熱供給業用設備	一七
	水道業用設備	一八
	通信業用設備	九
	放送業用設備	六
	映像、音声又は文字情報制作業用設備	八
	鉄道業用設備 その他の設備	一二
	道路貨物運送業用設備	一二
	倉庫業用設備	一二
	運輸に附帯するサービス業用設備	一〇
	飲食料品卸売業用設備	一〇
	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備 石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。） その他の設備	一三八
	飲食料品小売業用設備	九
	その他の小売業用設備 ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 その他の設備 主として金属製のもの	八 一七

	その他のもの	八
	技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。） 計量証明業用設備 その他の設備	八 一四
	宿泊業用設備	一〇
	飲食店業用設備	八
	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	一三
	その他の生活関連サービス業用設備	六
	娯楽業用設備 映画館又は劇場用設備 遊園地用設備 ボウリング場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一一 七 一三 一七 八
	教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一七 八
	自動車整備業用設備	一五
	その他のサービス業用設備	一二

		前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一七八五
	公害防止用減価償却資産	機械及び装置	五
	開発研究用減価償却資産	建物及び建物附属設備 建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しやへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五
		機械及び装置 その他のもの	四
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの	五〇 四七 三四 四一

	<p>旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの その他のもの 店舗用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの</p>	<p>三一 三九 三九 三九 三一</p>
	<p>れんが造、石造又はブロック造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの</p>	<p>四一 三八 三八 三六 三〇</p>
	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p>	<p>三八 三四 三一 二九</p>

	公衆浴場用のもの	二七
	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p>	<p>三〇</p> <p>二七</p> <p>二五</p> <p>二四</p> <p>一九</p>
	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p>	<p>二二</p> <p>一九</p> <p>一九</p> <p>一七</p> <p>一五</p>
	<p>木造又は合成樹脂造のもの</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体</p>	二四

		育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は 舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	二二 二〇 一七 一二
		木骨モルタル造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体 育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は 舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの	二二 二〇 一九 一五 一一
	建物附属 設備	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	六 一五
		給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下の もの） その他のもの	一三 一五

		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一八 一〇
構築物		発電用又は送配電用のもの 配電用のもの 配電線 地中電線路	三〇 二五
		金属造のもの（前掲のものを除く。） 送配管 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの 水そう及び油そう 鋼鉄製のもの	三〇 一五 一五
車両及び 運搬具		特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産 に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走 式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を 含まない。） 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車 、移動無線車及びチップ製造車 モーターシーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車 、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装 したもの	五 四

		<p>小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの</p>	<p>三四</p>
		<p>運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。） 自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの その他のもの 乗合自動車</p>	<p>三 四 五</p>
		<p>前掲のもの以外のもの 自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。） その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの その他のもの</p>	<p>四 四 五 六</p>

		その他のもの 自走能力を有するもの	七
器具及び 備品		家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 冷房用又は暖房用機器	六
		事務機器及び通信機器 電子計算機 その他のもの	五
機械及び 装置		食料品製造業用設備	一〇
		飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	一〇
		繊維工業用設備 炭素繊維製造設備 その他の設備	七 七
		木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	八
		家具又は装備品製造業用設備	一一
		パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	一二
		印刷業又は印刷関連業用設備 デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 その他の設備	四 七 一〇

	その他の設備	一〇
	化学工業用設備 臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 塩化りん製造設備 活性炭製造設備 ゼラチン又はにかわ製造設備 半導体用フォトレジスト製造設備 フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備 その他の設備	五 四 五 五 五 五 八
	石油製品又は石炭製品製造業用設備	七
	プラスチック製品製造業用設備（他の項に掲げるものを除く。）	八
	ゴム製品製造業用設備	九
	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	九
	窯業又は土石製品製造業用設備	九
	鉄鋼業用設備 表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材	五

	又は鑄鉄管製造業用設備 その他の設備	九 一四
	非鉄金属製造業用設備 核燃料物質加工設備 その他の設備	一一 七
	金属製品製造業用設備 金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	六 一〇
	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（省令別表第二の第二〇号及び第二二号に掲げるものを除く。）	一一
	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一九号及び第二一号に掲げるものを除く。） 金属加工機械製造設備 その他の設備	九 一二
	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（省令別表第二	

	の第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。)	七
	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備	六六 五八
	電気機械器具製造業用設備	七
	情報通信機械器具製造業用設備	八
	輸送用機械器具製造業用設備	九
	その他の製造業用設備	九
	農業用設備	七
	林業用設備	五
	漁業用設備（次項に掲げるものを除く。）	五
	水産養殖業用設備	五
	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備 石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備	三 六 一二

	その他の設備	六
	総合工事業用設備	六
	電気業用設備 内燃力又はガスタービン発電設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一五 一七 八
	ガス業用設備 製造用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一〇 一七 八
	熱供給業用設備	一七
	水道業用設備	一八
	通信業用設備	九
	放送業用設備	六
	映像、音声又は文字情報制作業用設備	八
	鉄道業用設備 その他の設備	一二
	道路貨物運送業用設備	一二

	倉庫業用設備	一二
	運輸に附帯するサービス業用設備	一〇
	飲食料品卸売業用設備	一〇
	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備 石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。） その他の設備	一三八
	飲食料品小売業用設備	九
	その他の小売業用設備 ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一七八
	技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。） 計量証明業用設備 その他の設備	一四八
	宿泊業用設備	一〇
	飲食店業用設備	八
	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	一三
	その他の生活関連サービス業用設備	六
	娯楽業用設備 映画館又は劇場用設備 遊園地用設備	一一七

		ボウリング場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一三 一七八
		教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一七八
		自動車整備業用設備	一五
		その他のサービス業用設備	一二
		前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一七八
	開発研究 用減価償 却資産	建物及び建物附属設備 建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁 しやへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室に するために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五
		機械及び装置 その他のもの	四

環境保全 施設整備 交付金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用の もの	五〇 四七
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は 舞踏場用のもの	
		飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占 める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三四
		その他のもの	四一
		旅館用又はホテル用のもの	
		延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割 を超えるもの	三一
		その他のもの	三九
		店舗用のもの	三九
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用 、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内ス ケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八
		公衆浴場用のもの	三一
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの			
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有 する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの 、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除 く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるも			

	<p>の</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>倉庫事業の倉庫用のもの</p> <p>冷蔵倉庫用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>二四</p> <p>三一</p> <p>二一</p> <p>三一</p> <p>三八</p>
	<p>れんが造、石造又はブロック造のもの</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを</p>	<p>四一</p> <p>三八</p> <p>三八</p> <p>三四</p> <p>三〇</p>

	<p>除く。)</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>倉庫事業の倉庫用のもの</p> <p>冷蔵倉庫用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>二二</p> <p>二八</p> <p>二〇</p> <p>三〇</p> <p>三四</p>
	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。)</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの</p>	<p>三八</p> <p>三四</p> <p>三一</p> <p>三一</p> <p>二七</p>

		<p>、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>倉庫事業の倉庫用のもの</p> <p>冷蔵倉庫用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>二〇</p> <p>二五</p> <p>一九</p> <p>二六</p> <p>三一</p>
		<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p>	<p>三〇</p> <p>二七</p> <p>二五</p> <p>二五</p> <p>一九</p>

	<p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一五</p> <p>一九</p> <p>二四</p>
	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を</p>	<p>二二</p> <p>一九</p> <p>一九</p> <p>一九</p> <p>一五</p> <p>一二</p>

	<p>常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの</p>	<p>一四 一七</p>
	<p>木造又は合成樹脂造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの</p>	<p>二四 二二 二〇 一七 一二 九 一一 一五</p>
	<p>木骨モルタル造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p>	<p>二二</p>

		<p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>二〇</p> <p>一九</p> <p>一五</p> <p>一一</p> <p>七</p> <p>一〇</p> <p>一四</p>
		<p>簡易建物</p> <p>木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの</p> <p>掘立造のもの及び仮設のもの</p>	<p>一〇</p> <p>七</p>
	建物附属設備	<p>電気設備（照明設備を含む。）</p> <p>蓄電池電源設備</p>	<p>六</p>

	その他のもの	一五
	給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの	一三 一五
	昇降機設備 エレベーター エスカレーター	一七 一五
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
	エヤーカーテン又はドア自動開閉設備	一二
	アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
	店用簡易装備	三
	可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	三 一五
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一八 一〇

構築物	発電用又は送配電用のもの 小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添架電話線 地中電線路	三〇 五七 四一 二五 三六 五〇 四二 一五 三〇 二〇 三〇 二五
	放送用又は無線通信用のもの 鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの	三〇 四〇

	鉄筋コンクリート柱 木塔及び木柱 アンテナ 接地線及び放送用配線	四二 一〇 一〇 一〇
	広告用のもの 金属造のもの その他のもの	二〇 一〇
	緑化施設及び庭園 工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	七 二〇
	舗装道路及び舗装路面 コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチューマルス敷のもの	一五 一〇 三
	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。） 水道用ダム トンネル 橋 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダ	八〇 七五 六〇

	<p>ム 乾ドツク サイロ 下水道、煙突及び焼却炉 高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい 爆発物用防壁及び防油堤 造船台 放射性同位元素の放射線を直接受けるもの その他のもの</p>	<p>五〇 四五 三五 三五 三〇 二五 二四 一五 六〇</p>
	<p>コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） やぐら及び用水池 サイロ 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい 爆発物用防壁 引湯管 鉍業用廃石捨場 その他のもの</p>	<p>四〇 三四 三〇 一五 一三 一〇 五 四〇</p>
	<p>れんが造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル</p>	<p>五〇</p>

	<p>煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの</p>	<p>七 二五 四〇</p>
	<p>石造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池 乾ドック 下水道、へい及び爆発物用防壁 その他のもの</p>	<p>五〇 四五 三五 五〇</p>
	<p>土造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道 上水道及び用水池 下水道 へい 爆発物用防壁及び防油堤 その他のもの</p>	<p>四〇 三〇 一五 二〇 一七 四〇</p>
	<p>金属造のもの（前掲のものを除く。） 橋（はね上げ橋を除く。） はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 サイロ</p>	<p>四五 二五 二二</p>

	送配管	
	鋳鉄製のもの	三〇
	鋼鉄製のもの	一五
	ガス貯そう	
	液化ガス用のもの	一〇
	その他のもの	二〇
	薬品貯そう	
	塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	八
	有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	一〇
	アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	一五
	水そう及び油そう	
	鋳鉄製のもの	二五
	鋼鉄製のもの	一五
	浮きドック	二〇
	飼育場	一五
	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	一〇
	露天式立体駐車設備	一五
	その他のもの	四五
	合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇

		木造のもの（前掲のものを除く。） 橋、塔、やぐら及びドック 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい 飼育場 その他のもの	一五 一〇 七 一五
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として木造のもの その他のもの	一五 五〇
	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの その他のもの ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの その他の家具	一五 八 五 八 八 五 六 八

		接客業用のもの	五
		その他のもの	
		主として金属製のもの	一五八
		その他のもの	八
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五六
		冷房用又は暖房用機器	六
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	四
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三
		じゅうたんその他の床用敷物	
		小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	三六
		その他のもの	六
		室内装飾品	
		主として金属製のもの	一五八
		その他のもの	八
		食事又はちゅう房用品	
		陶磁器製又はガラス製のもの	二五
		その他のもの	五

	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	一五八
	事務機器及び通信機器 謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの 複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ インターホーン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	三五 四五 五五 五六 六〇
	時計、試験機器及び測定機器 時計 度量衡器 試験又は測定機器	一〇 五 五

	<p>光学機器及び写真製作機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器</p>	<p>五 八</p>
	<p>看板及び広告器具 看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>三 二 一〇 五</p>
	<p>容器及び金庫 ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナその他の容器 大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限 る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫</p>	<p>六 八 一〇 七 三 二 五</p>

	その他のもの	二〇
	娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具 スポーツ具 劇場用観客いす どんちよう及び幕 衣しよう、かつら、小道具及び大道具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	三 三 五 二 一〇 五
	生物 植物 その他のもの 動物 魚類 鳥類 その他のもの	一五 二 四 八
	前掲のもの以外のもの 映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード シート及びロープ 自動販売機（手動のものを含む。） 無人駐車管理装置 焼却炉	二 二 五 五 五

		その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	一〇 五
		前掲する資産のうち、当該資産について定められている 前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分に よらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
	無形減価 償却資産	意匠権	七
		商標権	一〇
		ソフトウェア 複写して販売するための原本 その他のもの	三 五
水俣病総 合対策施 設整備費 補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用の もの	五〇 四七
		れんが造、石造又はブロック造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体 育館用のもの	四一 三八

	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p>	<p>三八</p> <p>三四</p>
	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p>	<p>三〇</p> <p>二七</p>
	<p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p>	<p>二二</p> <p>一九</p>
	<p>木造又は合成樹脂造のもの</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p>	<p>二四</p> <p>二二</p>
	<p>木骨モルタル造のもの</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p>	<p>二二</p> <p>二〇</p>

	簡易建物 木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの	一〇 七
建物附属 設備	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	六 一五
	給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの	一三 一五
	昇降機設備 エレベーター エスカレーター	一七 一五
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
	エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	一二
	アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
	店用簡易装備	三

		可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	三 一五
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一八 一〇
環境保全 施設整備 費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇
		木造又は合成樹脂造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二四
		木骨モルタル造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
		簡易建物 木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居 ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきの もの	一〇
	建物附属 設備	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	六 一五
		給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八

	工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを 含む。）	五
		治具及び取付工具	三
	器具及び 備品	前掲のもの以外のもの 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	五 一〇 五
		機械及び 装置	宿泊業用設備
		前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によら ないもの その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一七 八
	原子力災 害対策事 業費補助 金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
建物附属 設備		電気設備（照明設備を含む。） その他のもの	一五
		給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下の	

		もの)	一三
		昇降機設備 エレベーター	一七
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
		エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	一二
		可動間仕切り 簡易なもの	三
	車両及び 運搬具	特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産 に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走 式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を 含まない。） 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車 、移動無線車及びチップ製造車	五
	器具及び 備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げ るものを除く。） 事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの 応接セット その他のもの ベッド ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音 響機器	一五 八 八 五

	<p>冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品</p>	<p>六 六 四 三</p>
	<p>事務機器及び通信機器 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） 複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備</p>	<p>四 五 六</p>
	<p>時計、試験機器及び測定機器 時計 試験又は測定機器</p>	<p>一〇 五</p>
	<p>医療機器 光学検査機器 その他のもの その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器</p>	<p>八</p>

		その他のもの その他のもの 主として金属製のもの	六 一〇
国立研究 開発法人 国立環境 研究所施 設整備費 補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇
	建物附属 設備	給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの	一八
原子力施 設等防災 対策等交 付金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は 舞踏場用のもの その他のもの	四一
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用 、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内ス ケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有 する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの 、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除 く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるも の	三八 二四

	れんが造、石造又はブロック造のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	三四 二二
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	六 一五
	給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの	一三 一五
	昇降機設備 エレベーター	一七
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
	エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	一二

	構築物	放送用又は無線通信用のもの アンテナ 接地線及び放送用配線	一〇 一〇
		鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの (前掲のものを除く。) 下水道、煙突及び焼却炉	三五
		コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの(前掲のものを除く。) 下水道、飼育場及びへい	一五
	車両及び 運搬具	特殊自動車(この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。) 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車(じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。) その他のもの	五 三 四

	工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを 含む。）	五
	器具及び 備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げ るものを除く。） 陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの 冷房用又は暖房用機器	六 六
		事務機器及び通信機器 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除 く。） その他のもの 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	四 五 六 一〇
		時計、試験機器及び測定機器 試験又は測定機器	五
		光学機器及び写真製作機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	五 八
		容器及び金庫 ボンベ	

		溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの	六 八 一〇
		前掲のもの以外のもの 焼却炉	五
	開発研究 用減価償 却資産	建物及び建物附属設備 建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁 しやへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室に するために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五
		構築物 ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用 途に使用するもの	七
		器具及び備品 試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
		機械及び装置 汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用 金属加工機械その他これらに類するもの	七
		ソフトウェア	三
廃棄物処 理施設整 備費補助	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの その他のもの	

		その他のもの	三八
建物附属 設備	電気設備（照明設備を含む。） その他のもの		一五
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備 その他のもの		一五
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		八
	可動間仕切り その他のもの		一五
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの		一八
	車両及び 運搬具	前掲のもの以外のもの フォークリフト	
器具及び 備品	事務機器及び通信機器 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの その他の事務機器		四五 五
	時計、試験機器及び測定機器 試験又は測定機器		五

		看板及び広告器具 その他のもの 主として金属製のもの	一〇
	機械及び装置	石油製品又は石炭製品製造業用設備	七
	無形減価償却資産	ソフトウェア その他のもの	五
循環型社会形成推進交付金 廃棄物処理施設整備交付金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの その他のもの その他のもの	三八
	建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。） その他のもの	一五
		給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
	構築物	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	三〇
		れんが造のもの（前掲のものを除く。） 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 その他のもの	二五

	機械及び装置	総合工事業用設備	六
		熱供給業用設備	一七
	公害防止用減価償却資産	機械及び装置	五
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	建物	簡易建物 掘立造のもの及び仮設のもの	七
	建物附属設備	冷房、暖房、通風又はボイラー設備 その他のもの	一五
	構築物	金属造のもの（前掲のものを除く。） つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	一〇
	車両及び運搬具	運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。） 自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三
		前掲のもの以外のもの フォークリフト その他のもの	四

		その他のもの	四
器具及び 備品		時計、試験機器及び測定機器 試験又は測定機器	五
		看板及び広告器具 看板、ネオンサイン及び気球	三
		容器及び金庫 ドラムかん、コンテナーその他の容器 その他のもの 金属製のもの	三
		前掲のもの以外のもの シート及びロープ	二
		前掲する資産のうち、当該資産について定められている 前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分に よらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
	機械及び 装置		農業用設備
		前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によら ないもの ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用 機械設備 その他の設備	八

		主として金属製のもの	一七
	無形減価償却資産	ソフトウェア その他のもの	五
産業廃棄物適正処理推進費補助金	建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。） その他のもの	一五
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	一三
	構築物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。） トンネル 橋	七五 六〇
	車両及び運搬具	運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。） 乗合自動車	五
地方創生整備推進交付金	建物附属設備	給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
	公害防止用減価償却資産	機械及び装置	五
鳥獣捕獲等事業交	構築物	農林業用のもの その他のもの	八

付金	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
福島再生 加速化交 付金	構築物	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） その他のもの	四〇
	器具及び備品	事務機器及び通信機器 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの	四五
		時計、試験機器及び測定機器 試験又は測定機器	五
	機械及び装置	通信業用設備	九
生物多様性 保全推 進交付金	船舶	その他のもの 鋼船 その他のもの	一二
	航空機	その他のもの その他のもの	五

	車両及び 運搬具	運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。） 自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） その他のもの その他のもの	四
	器具及び 備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
		事務機器及び通信機器 電子計算機 その他のもの	五
		光学機器及び写真製作機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	五 八
		容器及び金庫 ドラムかん、コンテナーその他の容器 その他のもの 金属製のもの	三
		医療機器 その他のもの その他のもの	

		その他のもの	五
		前掲のもの以外のもの 漁具 焼却炉	三五
	機械及び装置	農業用設備	七
		前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの その他の設備 その他のもの	八
公害保健 福祉事業 費補助金	車両及び 運搬具	前掲のもの以外のもの 自転車	二
	器具及び 備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの ベッド ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	一五 八 五
		事務機器及び通信機器 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四

		電話設備その他の通信機器 その他のもの	一〇
		医療機器 その他のもの その他のもの その他のもの	五
原子力規制 人材育成 事業費 補助金	工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを 含む。）	五
		前掲のもの以外のもの その他のもの	三
		前掲の区分によらないもの その他の主として金属製のもの その他のもの	八 四
	器具及び 備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げ るものを除く。） ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音 響機器 冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又 はガス機器	五 六 六
		事務機器及び通信機器 電子計算機	

	<p>パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの</p> <p>その他の事務機器</p>	<p>四 五</p> <p>五 五</p>
	<p>時計、試験機器及び測定機器</p> <p>度量衡器</p> <p>試験又は測定機器</p>	<p>五 五</p>
	<p>光学機器及び写真製作機器</p> <p>カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡</p> <p>引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器</p>	<p>五 八</p>
	<p>容器及び金庫</p> <p>ボンベ</p> <p>溶接製のもの</p> <p>鍛造製のもの</p> <p>塩素用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ドラムかん、コンテナーその他の容器</p> <p>その他のもの</p> <p>金属製のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>六</p> <p>八 一〇</p> <p>三 二</p>
	<p>医療機器</p>	

		消毒殺菌用機器 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	四 六 八 六 三 一〇 五
		前掲のもの以外のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	一〇 五
		前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
	機械及び装置	教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備 その他の設備 主として金属製のもの	一七

		その他のもの	八
		前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一七八
水俣病総合対策費補助金	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット その他のもの ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの その他の家具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの 冷房用又は暖房用機器	一五八 八 八 五 六 八 一五八 八 六

		<p>電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの その他のもの</p>	<p>六 四 三 三 六</p>
		<p>事務機器及び通信機器 謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの 複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ インターホン及び放送用設備</p>	<p> 三 五 四 五 五 五 六</p>

	<p>電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの</p>	<p>六 一〇</p>
	<p>医療機器 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 ハードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>四 五 七 六 六 七 六 八 四 六 三 一〇 五</p>

公害健康 被害補償 給付支給 事務費交 付金	器具及び 備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	一五 六
		事務機器及び通信機器 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの	四 五
		医療機器 その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 その他のもの	六
環境保全 研究費補 助金	器具及び 備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） その他の家具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	一五 八 五

	冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	六 六 四 一五八
	事務機器及び通信機器 電子計算機 その他のもの 複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器	五 五 五
	時計、試験機器及び測定機器 時計 度量衡器 試験又は測定機器	一〇 五 五
	光学機器及び写真製作機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	五 八
	看板及び広告器具 看板、ネオンサイン及び気球	三

	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	一〇 五
	容器及び金庫 ポンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナその他の容器 大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの	六 八 一〇 七 三 二 五 二〇
	理容又は美容機器	五
	医療機器 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	六 八

	<p>その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもので及び自動血液分 析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>四 六 三 一〇 五</p>
	<p>生物 植物 貸付業用のもの その他のもの 動物 魚類 鳥類 その他のもの</p>	<p>二 一五 二 四 八</p>
	<p>前掲のもの以外のもの 映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレ コード シート及びロープ きのこ栽培用ほだ木 漁具</p>	<p>二 二 三 三</p>

		焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	五 一〇 五
		前掲する資産のうち、当該資産について定められている 前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分に よらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
	開発研究 用減価償 却資産	構築物 風どう、試験水そう及び防壁 ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用 途に使用するもの	五 七
		工具	四
		器具及び備品 試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
		機械及び装置 汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用 金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの	七 四
		ソフトウェア	三
放射線健		器具及び	事務機器及び通信機器

康影響調査等交付金	備品	電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四
		時計、試験機器及び測定機器 試験又は測定機器	五
原子力規制研究技術基盤構築事業費補助金	器具及び備品	時計、試験機器及び測定機器 試験又は測定機器	五
	開発研究用減価償却資産	建物及び建物附属設備 建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五
		構築物 風どう、試験水そう及び防壁 ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	五 七
		器具及び備品 試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
		機械及び装置 汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの	七 四
		ソフトウェア	三

地域環境 保全対策 費補助金	器具及び 備品	容器及び金庫 ボンベ 溶接製のもの ドラムかん、コンテナその他の容器 大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。）	六 七
		前掲のもの以外のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	一〇 五
		前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一五 八
	機械及び 装置	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用 機械設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	八 一七 八

自立支援 型公害健 康被害予 防事業補 助金	器具及び 備品	医療機器 その他のもの その他のもの 主として金属製のもの	一〇
石綿健康 被害救済 事業交付 金	無形減価 償却資産	ソフトウェア その他のもの	五
新産業創 出等研究 開発推進 事業費補 助金	開発研究 用減価償 却資産	器具及び備品 試験又は測定機器、計測機器、撮影機及び顕微鏡	四
備考 別表二の「処分を制限する財産の名称等」欄のうち、「財産の名称、構造等」欄に掲げるものは、省令別表第一の「構造又は用途」欄及び「細目」欄、別表第二の「設備の種類」欄及び「細目」欄、別表第三の「種類」欄及び「細目」欄、別表第四の「種類」欄及び「細目」欄、別表第五の「種類」欄並びに別表第六の「種類」欄及び「細目」欄に掲げるもののそれぞれに対応するものとする。			

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。